

都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の役割の具体的内容についての例示 別紙2

① 診療 (A: 拠点病院として実施すべき事項、B: 将来的に実施することが望ましい事項)			
目的: 必要に応じて関係する診療科が連携した、重症および難治性アレルギー疾患の正確な診断・治療・管理			
診断	アレルギー全般	A	アレルゲン同定の検査実施および評価(血液検査、プリックテスト、パッチテスト等)
		A	アナフィラキシーの原因同定
	肺及び下気道領域	A又はB	肺機能検査(A)・呼気NO測定(A)・呼吸抵抗測定(A)・気道過敏性試験(B)等を用いた評価
		A	気管支喘息及び鑑別疾患の正確な診断
	皮膚領域	A	アトピー性皮膚炎の正確な診断
		A	重症及び難治性アレルギー性皮膚疾患の正確な診断
	上気道領域	A	アレルギー性鼻炎の正確な診断
		A	下気道、眼、皮膚疾患に影響する上気道疾患の正確な診断
	眼領域	A	アレルギーが関与する眼疾患の正確な診断
		A	アレルギーが関与する眼疾患の正確な診断
食物アレルギー	A	運動誘発試験を含む食物経口負荷試験の実施および評価	
	B	重症および難治性食物アレルギーの診断	
治療	アレルギー全般	A又はB	アレルゲン免疫療法の実施(舌下(A)・皮下(B))
	肺及び下気道領域	A	重症及び難治性気管支喘息の治療
	皮膚領域	A	重症及び難治性のアトピー性皮膚炎・アレルギー性皮膚疾患の治療
	上気道領域	A	重症及び難治性の下気道、眼、皮膚疾患に影響する上気道疾患の治療
	眼領域	A	重症及び難治性の眼領域アレルギー疾患の治療
管理	アレルギー全般	A	重症及び難治性アレルギー疾患の長期管理
	食物アレルギー領域	A	重症及び難治性食物アレルギーの長期管理

② 情報提供 (拠点病院として実施すべき事項)	
都道府県拠点病院 (都道府県連絡協議会と連携)	患者やその家族に対する講習会等の定期的な実施 都道府県と協力し、地域住民に対する啓発活動の実施

③ 人材育成 (拠点病院として実施すべき事項)	
都道府県拠点病院 (都道府県連絡協議会と連携)	都道府県でアレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能の向上に資する研修の実施 保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員等に対する研修の実施

④ 研究 (拠点病院として実施すべき事項)	
都道府県拠点病院	都道府県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析の実施 国が長期的かつ戦略的に推進する大規模な疫学調査や臨床研究等に協力

⑤ その他 (拠点病院として実施すべき事項)	
都道府県拠点病院	都道府県の各地域における学校や児童福祉施設等が抱えるアレルギー疾患に関する諸問題に対して、市区町村の教育委員会や市区町村の関係部局に対し、医学的見地からの助言を行う